資料5-3



国際小委員会(第1回)

Music Modernization Actによる 著作権管理への影響等について

2019年8月27日 JASRAC常任理事 齊藤 眞美

ストリーミング利用に係る音楽著作権の管理 (JASRACの場合)

JASRAC*

SOITH

Music Link

複製権

上演権・演奏権

上映権

公衆送信権・公の伝達権

著作権(財産権)-

口述権

展示権

頒布権

譲渡権

貸与権

翻訳権・翻案権など

二次的著作物の利用権

ストリーミング利用に係る音楽著作権の管理 (JASRACの場合) JASRAC Number of the Music Link

複製権

上演権・演奏権

上映権

公衆送信権・公の伝達権

著作権(財産権)-

口述権

展示権

頒布権

譲渡権

貸与権

翻訳権・翻案権など

二次的著作物の利用権

ストリーミング利用に係る音楽著作権の管理 (JASRACの場合)



- 複製権
- ・自動公衆送信権(送信可能化を含む)

☆一連の行為を一本化して評価し、許諾・請求

JASRAC ストリーミング利用に係る音楽著作権の管理 (JASRACの場合) **Music Link** 著作者 年 15% 複製に対する 4 使用料 曲毎 回 著 音楽出版 の 分 作 使用料を 配 分割 権 額 者 を 者 計 自動公衆送信 85% に 算 外国団体 に対する 分 使用料 配



【公の実演権】

- ・著作権管理団体PRO (*) が複数存在
- ・著作者、音楽出版者、レコード会社など、著作権者による 自己管理も行われている
- ☆JASRACはASCAP, BMI, SESACと管理契約を結んでいる
 ☆JASRACが管理する日本の作品はASCAPに管理を委託
- * PRO: Performing Rights Organization

JASRACが管理する日本の作品のアメリカ国内の配信利用に係る著作権の管理 (ストリーミングの場合)



【公の実演権】

- ・ASCAPが許諾・徴収し、JASRACに送金
- ・使用料率は、ASCAPが配信事業者と交渉して決定
- ・使用料は、各作品のストリーミング回数により計算
- ・使用料率について合意に至らない場合は、ニューヨーク 南部地区地方裁判所にて裁定(同意判決による)
- ⇒MMAにより、担当判事がランダムに決定されるよう変更 (裁判官の終身任命が廃止された)

JASRACI SOTH Music Link

【複製・公の頒布権】

- ・著作権管理エージェントMLA(*)が複数存在する
- ・著作者、音楽出版者、レコード会社など著作権者による 自己管理も行われている
- JASRACはH. Fox_(**)と管理契約を結んでいる
- ・JASRACが管理する日本の作品は H. Foxに管理を委託
- MLA: Mechanical Licensing Agent
- * * H.Fox : The Harry Fox Agency



【複製・公の頒布権】2020年12月31日まで

アメリカ合衆国著作権法第115条:強制利用許諾制度

・作品のレコード盤が著作権者の許諾を得て、いったんアメリカ 国内で公衆に頒布された後は、作品ごとに著作権者を見つけて、 意思通知NOI (*) を著作権者に提出することにより、

レコード音盤を作り、頒布することができる レコード音盤を、デジタル伝送により頒布することができる

・著作権者に関する情報が無い作品は、著作権局(The Copyright Office) に意思通知NOI を提出し、法定使用料を支払って許諾を得る

* NOI: Notice of Intention



【複製・公の頒布権】2021年1月1日以降

MMAにより、配信利用に係る許諾制度が大きく変更

- ・著作権局が指名する新組織 MLC (*) が、デジタル配信の 包括利用許諾を行う (曲別の許諾制度は廃止)
- ・著作権局は、デジタル配信に関する意思通知NOIを受理しない (ただし、CD等フィジカル複製物の意思通知NOIは引き続き受理・許諾)

* MLC : Mechanical Licensing Collective



【複製・公の頒布権】2021年1月1日以降

2019年7月5日

著作権局長は、MMAに基づき配信の許諾及び権利を管理するMLCとしてMechanical Licensing Collective, Inc. (*) を指名

*Mechanical Licensing Collective, Inc.:アメリカの音楽出版者協会と作家団体が

立ち上げたエージェント

以下の3団体で構成されている

NMPA (National Music Publishers' Association)

NSAI (Nashville Songwriters Association)

SONA (Songwriters of North America)



【複製・公の頒布権】2021年1月1日以降

MLCの主な役割等(1)

- ・2021年1月1日から事業を開始する
- ・ダウンロードとストリーミング・サービスについて、包括的に許諾し、著作権者を確定して、分配する
- ・音楽作品に関するデータベースを作って公開する



【複製・公の頒布権】2021年1月1日以降

MLCの主な役割等(2)

・著作権者が確定せず、著作権者から権利主張が なかった使用料(*)は、配信事業者が提出した 利用報告の内容を反映して、関連する市場のシェアに 基づき、著作権者に按分して分配する

* Unclaimed Royalties

JASRACが管理する日本の作品のアメリカ国内の配信利用に係る著作権の管理 (ストリーミングの場合)



【複製・公の頒布権】2021年1月1日以降のMLC稼働に向けて

JASRACが管理する日本の作品の権利関係、取分等の情報を 適時・適切に提供して、MLCが確実に管理できるようにする

- ☆MLCと情報を交換する
- ☆BIEM (録音権協会国際事務局)、CISAC (著作権協会国際連合)、 海外の姉妹団体等との間で、情報を収集する
- ☆Unclaimed Royaltiesについて、MLCが公開するウェブ・サイト (著作権者が直接権利主張できる)に確実に対応する